「住宅用県産材高騰対策緊急支援事業」 申請受付中です!!

県産材を一定量以上使用した県内工務店・大工に対し、 木材価格の上昇に伴う割増経費の一部として 40万円~最大100万助成します。 (県外に建築する場合も対象となります。)

事業完了期限を延長 (変更) します (変更前) 今和5年2月28日 (火) まで

令和5年9月29日(金)まで

申請期間

※変更なし

令和5年1月31日(火)まで

主な補助要件

- ①県内に事業所(本店、支店又は営業所)を有する事業者(以下「申込者」という。)であること。
- ②令和4年7月1日以降に事業着手※1し、令和5年9月29日までに事業完了※2する住宅。
- ③建築主が自ら又は家族が居住するために県内外に新築する一戸建て木造住宅。
- ④「ぎふ性能表示材」又は「ぎふ証明材かつJAS製品」を構造材の60%以上使用すること。
- ⑤補助対象部材使用量と補助単価を乗じた1棟当たりの補助金合計が40万円以上となること。
- ⑥申込者から建築主へ補助金を全額還元すること。
- ※1 事業着手: 建築確認済証交付日又は建築工事届提出日(確認申請が不要な地域のみ)
- ※2 事業完了: 申請する対象部材の木工事完了後、下記のいずれか遅い日
 - ・木材事業者等への対象部材の代金支払い完了日
 - ・建築主との工事契約において補助金額分を減額した日、又は建築主に補助金額分を金融機関を経由して振込を行った日。

「ぎふの木で家づくり支援事業(県内・県外新築タイプ)」と併用できます。

- 募集方法は先着順とし、申請額の合計が予算額に達した場合、受付を終了します。
- ・現在の申請棟数など補助金の申請状況については当事業のHPで確認してください。

くわしくは

お問合せ先

住宅用県産材高騰対策

検索





岐阜県 林政部 県産材流通課 木造建築推進室 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 TEL:058-272-8487 FAX:058-278-2705 E-mail:c11545@pref.gifu.lg.jp

手続きの流れ

申込者

岐阜県



安心してつかえる 岐阜県産の木材

- 「ぎふ証明材」とは?



岐阜県内で合 法的に伐採さ れた木材です。

・「ぎふ性能表示材」とは?

JAS規格に準じて県が定めた含水率、強度などの測定・表示基準をクリアした品質・性能が確かな「ぎふ証明材」です。

-「JAS製品」とは?

日本農林規格(JAS規格)により定められた 厳しい基準に適合しており、寸法や材質、 強度などの品質・性能が保証されています。 この事業の対象となる製品の条件などは ホームページをご確認いただくか、お問い 合わせください。

対象部材と補助単価

対象部材	補助単価	対象木材	補助上限額
①柱材 (東含む)	4 5千円/㎡		
②土台 (大引含む)	4 0 千円/㎡	ぎふ性能表示材又は ぎふ証明材かつJAS製品	
③横架材 (梁、桁、胴差し、母屋、棟木、隅木)	2 0 千円/㎡		
④羽柄材(筋かい、垂木、間柱、根太など、 構造材以外に使用される部材)	3 0 千円╱㎡	ぎふ性能表示材又は ぎふ証明材かつJAS製品又は ぎふ証明材	1, 000 千円/棟
⑤構造用合板	2 8 千円/㎡	ぎふ証明材かつJAS製品	
⑥内装材	0.5千円/㎡	ぎふ性能表示材又は ぎふ証明材かつJAS製品又は ぎふ証明材	

募集方法は先着順とし、申請額の合計が予算額に達した場合、受付を終了します。

くわしくは

お問合せ先

住宅用県産材高騰対策

検索





岐阜県 林政部 県産材流通課 木造建築推進室 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 TEL:058-272-8487 FAX:058-278-2705 E-mail:c11545@pref.gifu.lg.jp